

2024年9月2日

各位

会社名 株式会社オルトプラス
 代表者名 代表取締役 CEO 石井 武
 (コード番号: 3672 東証スタンダード市場)
 問い合わせ先 取締役 CFO 川戸 淳裕
 (Tel. 050-5306-9094)

(開示事項の経過) 第三者割当により発行された
 第8回新株予約権 (行使価額修正条項付) の行使許可期間満了に関するお知らせ

当社は、2022年11月28日に発行いたしました、第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、2024年7月25日付「第三者割当により発行された第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使許可に関するお知らせ」にて公表のとおり、割当先であるEVO FUNDEVO FUNDに対し、本新株予約権の行使許可を行なっておりましたが、2024年8月30日を以て本新株予約権の行使許可期間が満了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 期間満了する行使許可の内容

1. 銘柄名	株式会社オルトプラス第8回新株予約権（行使価額修正条項付）
2. 行使許可日	2024年7月25日
3. 行使許可期間	2024年7月26日（当日を含む）～ 2024年8月30日
4. 行使許可を行った本新株予約権の数	8,430個
5. 本新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とします。 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、本新株予約権1個当たり100株とします。
6. 本新株予約権の行使価額	当初行使価額は、252.9円とします。 (1) 第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「第8回新株予約権修正日」といいます。）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額（以下「第8回基準行使価額」といいます。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該第8回基準行使価額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が140.5円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回る場合とは、行使価額は下限行使価額とします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2022年11月10日公表の「第三者割当による第2回無担保転換

社債型新株予約権付社債、第7回新株予約権及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに新株予約権付社債及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 行使許可期間満了について

本新株予約権の行使許可については、当社の2024年7月25日付「(開示事項の経過) ジーエフホールディングス株式会社との資本関係の強化に関するお知らせ」、並びに2024年8月22日付「(開示事項の変更)「ジーエフホールディングス株式会社との資本関係の強化に関するお知らせ」の取得予定日の再変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の資本業務提携先であるジーエフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」と言います。）との更なる資本関係の強化を目的として、割当先であるEVO FUNDが本新株予約権の行使により取得した当社株式をジーエフ社が出資するG Future Fund 1号投資事業有限責任組合（以下「G ファンド」と言います。）が追加取得するために許可したものであります。

しかしながら、行使許可以降、当社株式の株価が下限行使価格を大きく下回って推移したことから、EVO FUNDは本新株予約権を行使することができず、行使許可期間が満了することとなりました。

3. 今後の見通し

本件による業績への影響はありません。今後、開示すべき事項が決定次第速やかに開示いたします。

以 上